

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 6 年 6 月より定額減税制度が開始となります。

令和 6 年度の税制改正により、6 月から所得税・住民税に対する定額減税制度が開始されます。

今月のニュースレターでは、この定額減税制度についてご案内いたします。

■ 令和 6 年 6 月から始まる定額減税

令和 6 年度税制改正に伴い、令和 6 年分所得税、住民税について令和 6 年 6 月支給分の給与・賞与から定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなっております。

所得税・住民税それぞれの減税額や減税方法については以下の通りとなります。

対象者

令和 6 年分所得税の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である人。

所得税

減税額

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000 円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1 人につき 30,000 円

減税方法

① 月次減税

令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。

控除しきれない部分の金額は、以後令和 6 年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。

② 年調減税

年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

住民税

減税額

- ① 本人（居住者に限ります。） 10,000 円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1 人につき 10,000 円

減税方法

特別徴収の場合

令和 6 年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を 11 等分し、令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分が毎月特別徴収されます

定額減税についての詳細は、下記国税庁、総務省 HP をご確認くださいませ。

国税庁：「定額減税 特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

総務省：「個人住民税における定額減税について」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html

◆5 月の労務スケジュール

～5/31 4 月分社会保険料納付

～5/10 4 月分源泉徴収税額・住民税額の納付